



軽自動車を保有している皆さんへ

「軽自動車税（種別割）納税通知書」を郵送します

令和3年度「軽自動車税（種別割）納税通知書」を5月の連休明けに発送します。内容を確認の上、5月31日（月）までに指定の納付場所で納付してください。なお、口座振替の方は5月31日（月）に指定口座からの引き落としとなりますので、残高を確認するようお願いします。

また、対象の車両があるにもかかわらず、納税通知書が届いていない方や令和3年4月1日以前に名義変更・廃車済みの車両の納税通知書が届いた方は、税務課住民税担当へお問い合わせください。

【問い合わせ】税務課住民税担当（☎282-1711 内線1117）

軽自動車税の納付は…

金融機関等に加え、コンビニエンスストア、スマホ決済アプリ、郵便局・ゆうちょ銀行（関東各都県および、山梨県に限る）でも納付することができます。注意事項や納付場所等は納付書の裏面をご確認ください。※スマホ決済アプリで納付した場合は領収証書が発行されません。

■軽自動車税（種別割）について

軽自動車税（種別割）は、4月1日現在において、主な定置場（駐車場）が村内にある軽自動車等（原付・小型特殊自動車・軽自動車・二輪の小型自動車）を所有している方にかかる税金です。

◎年度の途中で廃車した場合は税金が戻ってくるの？

普通車等の自動車税とは異なり、軽自動車税（種別割）には月割課税制度がないため、年度の途中で廃車しても納めた税金は戻ってきません。年度の途中で新たに所有することとなった場合等は、翌年度から納めることになります。

◎廃車や名義変更の手続き・問い合わせはどこにすればいいの？

車両の種類によって異なります。詳細は下表をご覧ください。

種 類	手続き・問い合わせ先
原付(125cc以下のもの) 小型特殊自動車(農耕作業用を含む)	税務課住民税担当(役場行政棟1階) ☎282-1711(内線1117)
四輪の軽自動車	軽自動車検査協会茨城事務所(水戸市酒門町4400) ☎050-3816-3105
二輪の軽自動車(125cc超～250cc以下) 二輪の小型自動車(250cc超)	茨城運輸支局(水戸市住吉町353) ☎050-5540-2017

■障がいのある方は減免となる場合があります

身体または精神に障がいがあり、歩行が困難な方が利用する軽自動車等の軽自動車税（種別割）は、税務課（役場行政棟1階）で期限内に申請することで減免となる場合があります。詳細は、軽自動車税（種別割）納税通知書に同封のチラシをご覧ください。税務課住民税担当へお問い合わせください。

受付期間▼納税通知書が届いてから5月31日（月）まで（土・日曜日、祝日を除く）

対象となる軽自動車▼障がい者または障がい者と生計を一にする方が所有し、障がい者または障がい者と生計を一にする方もしくは介護をする方が運転する軽自動車等 ※障がい者一人につき、普通自動車・軽自動車・バイク等を含め1台に限ります。

減免申請に必要な物▼▽軽自動車税（種別割）納税通知書 ▽障害者手帳 ▽納税義務者の印鑑・マイナンバー確認書類 ▽運転する方の運転免許証 ※平成28年度から減免申請の手続きにマイナンバーの記載が必要となりました。

その他▼▽減免申請の結果は、審査後に通知します。▽申請は毎年必要です。

